

新座市開発行為等の基準及び手続に関する条例の一部を改正する条例

新座市開発行為等の基準及び手続に関する条例（平成14年新座市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分については、当該表示部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（一般廃棄物集積施設） 第12条 [略]</p> <p><u>（交通安全施設）</u> 第12条の2 <u>開発行為等を行う者は、市長が別に定める基準に従い、交通事故の防止を図るために市長が必要と認める場所に、道路反射鏡又は道路照明灯を設置しなければならない。</u></p>	<p>（一般廃棄物集積施設） 第12条 [略]</p>

附 則

- この条例は、令和8年1月1日から施行する。
- 改正後の新座市開発行為等の基準及び手続に関する条例（以下この項において「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後の新条例第19条第1項の規定による届出に係る開発行為等について適用し、同日前の改正前の新座市開発行為等の基準及び手続に関する条例第19条第1項の規定による届出に係る開発行為等については、なお従前の例による。